

社会福祉法人・施設等の指導監査における指摘事例

〔利用者に対する適切な処遇・老人福祉施設〕

※法令等略語

特養基準

- ・・・「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 46 号）

特養基準について

- ・・・「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号）

軽費基準

- ・・・「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成 20 年 5 月 9 日厚生労働省令第 107 号）

軽費基準について

- ・・・「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530002 号）

軽費利用料指針について

- ・・・「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について」（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号）

指定居宅基準

- ・・・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 37 号）

食品の安全確保等について

- ・・・「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」（平成 20 年 3 月 7 日雇児発第 0307001 号・社援基発第 0307001 号・障企発第 0307001 号・老計発第 0307001 号）

○ 法改正に併せ、入所契約書及び重要事項説明書が変更されていない。

根拠・参考：軽費基準，軽費基準について，軽費利用料指針について

指導：運営規程，入所契約書及び重要事項説明書について，関係法の改正に準拠するよう改正を行うと共に，改正に伴う利用料等の変更にあたっては，速やかに利用者への説明及び同意を得ること。

○ 通所介護計画の内容に戸外での活動計画が盛り込まれていない。

根拠・参考：指定居宅基準第 99 条第 1 項

指導：通所介護計画は，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえ，機能訓練等の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載したものであることから，戸外での活動についても内容に盛り込むよう努めること。

○ **通所介護計画について、利用者本人の同意の署名が得られていない。**

根拠・参考：指定居宅基準第99条第3項

指導：通所介護計画について、利用者の自立支援に対する理解・意識をより深めるため、可能な限り本人の同意の署名を求めること。

利用者本人への説明及び署名ができず、家族に対し説明し同意を得る場合には、代筆者の署名だけでなく、利用者本人の名前を明記すること。

○ **利用者預かり金の処理規程等を整備していない。**

指導：利用者預かり金について、支出入の管理や利用者への報告など、一定の透明性を確保するため必要な処理内容を盛り込んだ規程を整備すると共に、運用の際は複数の職員が対応し、内部牽制体制を構築、確保すること。また、通帳、印鑑は別々の安全な場所に保管し、盗難防止に努めること。

○ **おやつ の 検食 を 実施 して いない 。**

根拠・参考：食品の安全確保等について

指導：検食は食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられた場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。

○ **検食簿の記載内容について、実施時間や検食実施者が漏れている。**

指導：検食簿について、食事提供前に検食が適切に行われたことがわかるよう、実施時間や実施者について適切に記載すること。

○ **食事の介助方法が適切でない。**

指導：入所者の目線で介助することを心がけ、介助される方の立場に立ち、入所者がより快適に暮らせるよう配慮すること。

○ **食事の状況について、欠食が顕著に見られる。**

根拠・参考：軽費基準について第5-5-(1)

指導：入所者の心身の状況、嗜好に応じて、適切な栄養量、内容及び時間に提供すること。

○ **コップ、剃刀、髪用ブラシ等を共用している。**

指導：病原菌や頭シラミ等を媒介するおそれがあることから、共用せず、個別のものを使用し、共用の際は1人使用ごとに消毒するなど、感染予防や適切な衛生管理に努めること。

○ 褥瘡予防体制が整備されていない。

根拠・参考：特養基準第16条第5項，特養基準について第4-4-(5)

指導：褥瘡発生の予防効果を向上させるため，ハイリスク者に対する計画の作成，実践並びに評価，褥瘡予防対策チームの設置，専任の褥瘡予防対策担当者の選任等の体制を適切に整備すること。入所者の日常的なケアに配慮し，早期発見，早期治療に努めること。

○ 感染症及び食中毒まん延防止対策に関する研修等が実施されていない。

根拠・参考：特養基準について第4-12-(2)-③，軽費基準について第5-11-(2)-ウ

指導：施設においてどのように衛生管理を行っているか，新規採用職員が十分理解してから職務にあたることができるよう，新規採用時には必ず感染症対策研修を行うと共に，定期的な研修についても計画的に実施すること。

○ 事故防止及び発生時の対応に関する研修等が実施されていない。

根拠：参考：特養基準について第4-17-(4)，軽費基準について第5-16-(4)

指導：施設においてどのように安全管理を行っているか，新規採用職員が十分理解してから職務にあたることことができるよう，新規採用時には必ず事故発生防止のための研修を行うと共に，定期的な研修についても計画的に実施すること。